

La « lecture » du Cardinal de Richelieu par Simone Weil (1)

— À propos de la notion d'État —

Hisashi SUÉMATSU

Résumé

Cette étude a pour but d'examiner la question de la « lecture », entre guillemets, de Richelieu par Simone Weil, parce qu'il n'est pas très sûr que la philosophe l'ait véritablement lu dans un texte authentique. Elle avance pourtant cette thèse à énorme portée : « Sauf erreur, la notion d'État comme objet de fidélité est apparue pour la première fois en France et en Europe, avec Richelieu. » (*O. C.*, V, 2 : *L'Enracinement*, p. 205) ; et elle le déclare d'une manière plus lapidaire, péremptoire : « Il a inventé l'État. » (*O. C.* II, 3 : « Quelques réflexions sur les origines de l'hitlérisme », p. 173).

On regrette cependant qu'elle n'ait pas fourni à cette affirmation de preuve textuelle précise par exemple, du cardinal qui a laissé énormément d'œuvres (divers écrits doctrinaux, *Testaments politiques*, *Maximes d'État*, et immenses *Mémoires* qui contiennent d'ailleurs un important « Avis » à l'adresse du roi Louis XIII, sans parler des lettres). C'est cette incertitude qui nous incite à examiner la question, en essayant de raisonner, comme cela se doit, sans préjugé ni favorable ni défavorable.

Mais nous n'oublions pas en même temps de réfléchir sur la manière d'écrire de cette penseuse qui s'est intéressée à bien des matières : politiques, économiques, sociales, philosophiques, religieuse....., et qui écrivait toute sa vie sans s'arrêter. Or c'est, sans contredit, à travers l'écriture que se révèlent les pensées, et il nous semble cependant que cet aspect ne soit pas bien souvent abordé par les chercheurs weilien, qui semblent, sauf erreur, assez fréquemment un peu trop prévenus par l'admiration pour sa vie et sa personnalité !

Voici enfin la structure de cet écrit :

Introduction : pourquoi Richelieu?

Premier chapitre : Développement du Richelieuisme et après.

Second chapitre : Comment lit-on Richelieu? La thèse d'Étienne Thuau.

Troisième chapitre : « Les origines de l'hitlérisme » vs. *L'Enracinement*.

Voilà la première partie de l'étude dont la suite sera prochainement publiée.

シモーヌ・ヴェイユにおけるリシュリウ枢機卿の「読み」(1)

——「国家」の観念をめぐる——

末 松 壽

目 次

序論：なぜリシュリウか	3
はじめに	
シモーヌ・ヴェイユの基本的な発言	4
シモーヌ・ヴェイユの書き方(1)	6
二つの論文	7
第一章 リシュリウ主義の展開	8
全集版「Table Analytique」	8
シモーヌ・ヴェイユの書き方(2)	9
歴史上の事実による「梗概」への補足	10
リシュリウの後	11
第二章 リシュリウをどう読むか	13
E. テュオーの学位論文	13
テュオーによるリシュリウの国家観	14
疑はしきは罰すべし	16
「国家は公共の善を目指す」	17
実体名詞：「le public」	18
テュオーの結論	19
J.-L. ティローの「リシュリウ」	20
第三章 「ヒトラー主義の起源」と『根つき』	21
「ヒトラー主義の起源」	21
「ヒトラー主義の起源」から『根つき』へ	23
J. ジュリヤールの解説	28
シモーヌ・ヴェイユの書き方(3)	29
まとめ・そして今後の考察の方向	30
注 釈	30

人々はこの人（＝私）の言葉は真実なのかそうではないのかという問いを避けるために、私の知性を褒めそやすのです。（S. ヴェイユ、1943年8月4日付けの両親あて書簡）¹⁾

ちょうど我々とは異なるあの古代人たちが、国を救う (le salut de leur pays) ために自らの生命を犠牲にしたように、我々よりもっと強靱で臆病ではなく、自分の名誉も良心も犠牲にする市民たちがその役割 (partie) を演ずるとしても、放っておくべきなのです。（モンテーニュ『エッセ』）²⁾

序論：なぜリシュリウか

はじめに

シモーヌ・ヴェイユ (Simone Weil, 1909-1943) のフランス古典時代についての見方を紹介するために、当初は、17世紀の多くのフランス作家について様々の箇所では政治、宗教、文学、演劇と実に多様な面について、とはいえ一言でいえば「根づき」(l'enracinement) の観点から語っているこの思想家の指摘を纏めたかったのだが、その途中で、検討すべきもっと重要な課題があることに気付いた。この思想家によるリシュリウ枢機卿 (Armand Jean Du Plessis, Cardinal de Richelieu, 1585-1642) の「読み」を検討しなければならないという気付きであった。

というのもヴェイユにとってリシュリウこそは、フランスは勿論、ヨーロッパにおける、ひいては世界における政治思想、イデオロギーにおいて、さらには現実の政治において歴史的な方向転換の位置にあると認定されているからである。それはいわゆる哲学史の観点、デカルト、マルブランシュ、ロックやガッサンディ、ライプニッツ、スピノザ、その他の思想家のもたらしたもの、あるいは一見特異なテーマでありながら思想史全般を引き込むジャンセニズムをめぐる論争³⁾ よりも、さらには演劇史や文学史、また文学学的な観点——研究者たちが引き合いにだす作劇術のコルネイユ、モリエール、ラシーヌ——、さらにはパスカル、ラ・フォンテーヌ、ラ・ロシュフコー、モリエール、ラ・ブリュイエールらのもたらす人間認識や実践的なモラルの観点、そして他方例えばリシュリウ（むろん例外ではない）やデカルトのある種のテキストの場合のようなラテン語的な造作をもつフランス語から、パスカル、イエズス会士たち、セヴィニエ夫人、リュシー・ラビュタンらを経て、ラファイエット夫人、散文作

家の場合のラシーヌのようないわば「社交界的」でいわゆる「純フランス語」的な斬新な文体への進化⁴⁾などとは違って、国の在り方を方向付け、個人との関連において国家の意味や機能を変え、国際関係を決定し、要するに人の生きる世界を、そして人を規定する限りにおいて全体的でかつ包括的な意味をもつ問題となるからである。

シモーヌ・ヴェイユの基本的な発言

まず原文および翻訳で引用するのは、リシュリウの思想と実践が転換点となって、以後の世界の在り方を方向付けて行った旨指摘しているシモーヌ・ヴェイユのテキストである。

Sauf erreur, la notion d'État comme objet de fidélité est apparue, pour la première fois en France et en Europe, avec Richelieu. Avant lui on pouvait parler, sur un ton d'attachement religieux, du bien public, du pays, du roi, du seigneur. Lui le premier adopta le principe que quiconque exerce une fonction publique doit sa fidélité tout entière, dans l'exercice de cette fonction, non pas au public, non pas au roi, mais à l'État et à rien d'autre...⁵⁾

(筆者の)間違いでなければ、忠誠を捧げる対象としての国家という観念は、フランスにおいてまたヨーロッパにおいてリシュリウとともに初めて出現した。以前には公益、国、国王、領主について、宗教的な愛着の調子で語ることが出来ていた。彼はといえば、初めて次の原則を採用したのである。すなわち公的な職務を果たす者は誰であれ、その職務の執行において、その人の忠節の全てを、公共にではなく、国王にでもなく、他の何にでもなく、国家につくすべきであるという原則である⁵⁾。

手始めに以後我々が問わざるを得なくなる 2、3 の点を指摘しておこう。

第一に国家という語が、公共および国、とりわけ国王と明確に区別して用いられている点である。ただし著者は以上に続けて、「国家を厳密に定義することは困難であろうが、残念ながらこの語がある現実を指示することは疑えない」と書いてはいるが。「国家」の「concept」(ソシュールの意味での「概念」)は明確にできないとしても、その「réfèrent」(指示対象)に疑いはないということであろうか⁶⁾。いずれにせよ、ヴェイユが言うところの「国家」をどう考えるかが、ここでは絶えず問われる問題となる。

第二に「fidélité」(忠節、忠義、忠誠)がほかならぬ「国家」を対象とする

という点である。ところでそれは、人の行為の仕方や動機、ひいては心の在り方、つまりモラルを引き込まずには措かないのではあるまいか。これまた当論考の一つのテーマとして、後にも問い直すことになる。なお問題の「忠誠」を「愛国心」と呼ぶとしても、それはここでは「公共」や「国王」とは当然区別された意味での、さらには「国」からさえも峻別される「国家への愛」となるだろうことを忘れてはならない。

第三に著者が冒頭で、「sauf erreur」という一つの留保をつけている点を見落としてはなるまい。「私に思い違いがなければ」というある慎重さの表明は何を意味するのか。むろん文脈に従って、この類の考え方がフランスのみならずヨーロッパで初めて現れたとする大胆な命題に、まずは関係すると考えなければならぬ。もしかしたら私の知らない起源がほかに無いとは断じきれないのでは？しかしまたそこにはもう一つ、上の疑問に相関する曖昧な要因が無いかどうか問うことも出来るだろう。一体ヴェイユは上記テキストを、そしてそれに続く「引用」と見える文を含む段落を、枢機卿の何らかの文献を見ながら書いたのだろうかという疑問である。以下がその続く文章であるが、同じく原文を見なければならぬ。

Richelieu, qui avait la clarté d'intelligence si fréquente à cette époque, a défini en termes lumineux cette différence entre morale et politique autour de laquelle on a semé depuis tant de confusion. Il a dit à peu près : [«} On doit se garder d'appliquer les mêmes règles au salut de l'État qu'à celui de l'âme ; car le salut des âmes s'opère dans l'autre monde, au lieu que celui des États ne s'opère que dans celui-ci. [»}]⁷⁾

この時代にきわめて頻繁な明晰な知性をもち合わせていたリシュリウは鮮明な用語でモラルと政治との違いを定義している。この違いをめぐってはその後多くの混乱が撒き散らされたが、彼は大体のところこう言っている。[«} 国家の救いと魂の救いに同じ規則を適用しないよう気を付けなければならない。なぜならば魂の救いはあの世で行われるが、国家のそれはこの世においてしかなされないからである。 [»}]⁷⁾

その典拠が何であれ（と今は言うておく）、『根づき』の著者はここで、正確な意味での引用を行っているのだろうか。実際そこにはいかなる参照指示も無いのである。

シモーヌ・ヴェイユの書き方（1）

考えてみれば、上の疑問は著者の「私に思い違いがなければ」という記載の有無とは無関係に問うことも出来る。いささか説明が必要であろう。というのはヴェイユによる他の作者や作品への言及には、周知のように出典は必ずしも明かされないし、その参照箇所が明記されることはめったにない。ましてギユメ付きの引用文は頻出しない。

ところで思考は内心での沈思でなければ、ある種の身体の動かし方を別にすれば、あるいは語る行為としてあるいは書く行為として現れる。ところで沈思には、他者のそれである場合にはとりつく島はないし、語りの場合には、過ぎ去るもの（*verba volant*）であるからして、現場に居合わせるのではない限り知る由はない。それゆえ思想は、語りを保存する手段である機械的な記録か、あるいはより本質的には記録の一種と考えることも出来る書く行為ないし書かれたものを通じてしか接近する方法はない。筆者がシモーヌの書き方にこだわる所以である。

さてここで、シモーヌ・ヴェイユから同じ表現を借用すれば、筆者の思い違いでなければ、これは実証主義歴史学の影響下におかれた、つまり一つの規律（*discipline*）に服さざるを得なくなった19世紀以後のフランスの大学における学術論文作家に、ある意味で彼女は多分意図的に属さないということである。文学や歴史学については言うに及ばず、哲学や思想史に関してもその国家博士号の請求論文は、正論文が2冊ないし3冊、そして副論文もまた1、2冊の巨大な仕事となることが多い。当然それは「私が申請していることの証拠はほらここにある」という意味での引用を少なからず含むことになる。そして引用には言うまでもなくその信憑性を担保する参照指示がつく。

因みにシモーヌが、レオン・ブランシュヴィックを指導教授としてソルボンヌに提出したデカルトに関する論文、彼女の手になるいわば「大学にふさわしい」学術論文：『デカルトにおける科学と知覚』（1929-1930）——因みに教授はこの高等教育免状請求論文に11/20点（辛うじて合格点）をつけたという——は、『著作集』に収められた4頁半のその「序論」⁸⁾の中に5カ所の脚注があり、参照指示は詳細で、そのうちルソーおよびポワンカレからの引用には、利用された版も記載され、頁も明記されている。これは博士論文に準ずる書き方の一例である。しかし哲学のアグレガシオン（高等教育教授資格）を取得してリセの哲学教師となって大学を離れたシモーヌは、この類の起草の仕方を放棄する。以後彼女が学位論文制作を目指すことはなかった。ある時期、教職を休むため

の一つの口実として、申請書に「学位取得の準備」と記載したことはあったとはいえ。

注釈の使用に限って一言補足すれば、今日では軽蔑の調子で言われることもある « scolaire » (型にはまった学校的な)、けれどもむしろ字義通りの意味で、注釈は大学でのみ用いられるわけではない。いわゆる知的レベルの高い、つまり研究という要因が強い論文を掲載する新聞記事などでも、我国のある種の雑誌でもそうだが、無論それが参考になると想定される読者に宛ててだが、出典や参考文献を明記する注釈はいくらでも与えられている。筆者の知る限りでは、例えば世界の諸問題を分析し報告する月刊新聞 *Le Monde Diplomatique* はその例である。

さて、彼女は一生のあいだ書き続けるのだが、それは端的に大学という「業界」の専門の研究者たちに宛ててではなかった。彼女自身、今日の大部分の哲学者あるいは思想史研究者の場合とは異なり、大学人としてではなくいわゆる在野の人として、そして別の業界の人々、知識人そしてできるならば労働者、とりわけ組合員や農民に宛てることを目指して評論形式で書いたのである。彼女の発表した傑作のうちから、恣意的な選択になるが二つの作品を例にあげる。

二つの論文

一つは、『『イーリアスの歌』もしくは力の詩』⁹⁾であり、発表機関についてはいささかの迷いもあった。ヴェイユは当初 *NRF* での掲載を希望したが、主筆ジャン・ポーランの示唆した部分的削除を含む改定を受け入れず、この高度の一般性をもつ一流の文芸誌でのいわば本格的な作家としての登場をあきらめ、当時マルセイユの多くの知識人たちが集まっていた *Les Cahiers du Sud* にアナグラムの Émile Novis なる筆名で発表した。いずれにせよいわゆる学会誌ではない。彼女が選んだのは、確かに労働者ではなかったとしても、少なくとも覚醒した知性の人々であったことは明らかである。もう一つは「ヒトラー主義の起源に関する若干の考察」¹⁰⁾ で、創設間もない雑誌 *Nouveaux Cahiers* に、検閲のために全体ではなく部分的に発表された。これはしかし判断の独立性を謳い、かつ「意識において正義の感覚や真実への好みを窒息させる政党主義 (raison de parti=政党理性)」¹¹⁾ を拒否するむね宣言していた刊行物であった。この発表によって、彼女が誰のために書くことを選んだのかがわかる。『イーリアスの歌』論と同様に、それは少なくとも覚醒した知性の読者、知識人たちであった。ところで『イーリアスの歌』の研究では彼女はホメーロスから次々

に引用しつつ——だが参照指示は与えず——、叙事詩中に「力」むろん武力との関わりで自己自身を晒す登場人物たちの生き方、死に方の思想を吟味してゆく。後者では、タイトルとは裏腹に、全く奇妙なことだがヒトラーからの引用は無く、むしろもっぱら古代ローマの様々な作家、詩人たちからきわめて多くの引用を行い彼らに言及するのだが、これまた参照指示はない。なお「ヒトラー主義の起源」については、筆者は別の観点からまもなく検討することになる。

以上シモーヌ・ヴェイユの「書き方」(écriture)の一般的な特徴を注記した。さてしかし、この思想家の国家に関する思想がなぜ重要な問題になるのか。

第一章 リシュリウ主義の展開

全集版 « Table Analytique »

ここでリシュリウが立脚したという原則、いわばリシュリウ主義の後世への影響についてヴェイユの提起する展望を概観しておこう。彼女の記述はかなり入り組んでいて、主題が、歴史上、思想上様々の事柄と関わっていながら、必ずしも論旨の段落を明確にすることなく記載されるために、要約ではテキストの実際の様相を明らかにすることは出来ない憾みがある。ここではあえて『根づき』の全集版がその巻末の « Table Analytique »¹²⁾において一連の短文で要約する該当箇所 (p. 460) ——そこで « l'État » が集中的に言及される——を借用し、その梗概 (analyse) に注記しもしくは補正するという纏め方を選ぶことにする。編集者が集約する4つの論点 (アルファベット文字の利用は筆者による) は次のとおり :

- A. 「忠誠の唯一の対象たる国家。リシュリウの役割。教会はその境遇 (sort) を君主国の制度のそれに結び付ける。国家の全体主義的現象」 (p. 205 sq.)
- B. 「諸思想の国家による封じ込め」 (p. 211)
- C. 「国家は忠誠に方向付けを与えたでもあろうあらゆる繋がりを取り壊す」 (p. 212 sq.)
- D. 「Nation (国民) なる語の意味の変化。住民たちは当の国家の権威を認める。祖国、国家、国民」 (p. 215)¹³⁾

A の p. 205に続く部分の話題が、内部区分を設けるにはいささか入り組んでいることが推察できるだろう。他方そこで言われる一種の結論めいた「国家の

全体主義的現象」については、逆に p. 211から続く B. C. D. の全てが全体主義を特徴づけるいくつかの側面に他ならないことに鑑みて、そういうものとして統括し、敢えて通し番号を打つことも可能だったのではあるまいか。そうすれば、「Table」はある立体的な形を見せることによって、ヴェイユの表現行為を構造化する論理構成をもっとよく示すことも出来たのではないだろうか。

因みにフランスの古典（ギリシャ、ラテン）作品の対訳叢書——ルネサンスのあるユマニストの名前に因んでいわゆるビュデ版——では、例えばアウグスティヌスの『告白』は、むろん章の設定に続いて、見出し、小見出し、さらには番号を付してテキストを段落付けることによって読者への案内としている。校訂者ド・ラブリオルの用いるメタテキストのみを抜き出せば、p. 1から p. 9 にかけて、I. 1, II. 2, III. 3+要約, IV. 4+要約, V. 5+要約, 6, VI. 7+見出し, 8, 9, 10, VII. 11+要約, 12...となっている¹⁴⁾。無論この種の論旨の整理・解釈およびそれを画定するメタテキストは、その長い年月にわたる注解の伝統を踏まえて設定されてきたのである。そのことは、翻って例えば17世紀のあるテキスト（同じ著書のアルノー・ダンディイ訳）では章を設定し、その下に小さく要約文ないし見出しを付しただけである¹⁵⁾。

シモーヌ・ヴェイユの書き方（2）

『根づき』の「Table Analytique」のぎこちなさは様々の事情に帰せられるが、その一つは、ヴェイユの文章自体がその類の文章上の秩序付け、さらには数字や文字による形式的な統括や区分や順序立て、つまり段落や関連の指示を欠いていることにある。『根づき』の書き方は、古典時代に大博物学者にしてアカデミー会員であったリュッフォン（1707-1788）が教えていたような¹⁶⁾、あらかじめ内にあるところの、つまりその発案、案出は原則的にはすでにほぼ完了しているところの一群の思想を、一定のこれまたすでに構想された枠組みに従い、あるいはむしろそれを道路上の手すり（garde-fou：文字通りには「バカ者護り」）とし、それに囲われ保護を受けながら実行されるような書記行為ではなかったことを暗示する。あるいはもっと単純にはボワロー（1636-1711）が勧めていた忠告を思い出そう。

それゆえに書く前に考えることを学びなさい。

我々の観念の曖昧さが多いか少ないかによって、
表現はそれだけ不明瞭か清澄になる。

よく構想されたものは明晰に表明され、それを言うための語は容易にやってくる¹⁷⁾。

無論シモーヌは、このようなダイナミズムを欠く二元的な図式に則って書いたのではない。案出、形式設定、そして起草という順序に従う書き方ではない。反対にその文章は言ってみれば、有り余る観念、記憶、それに連想というダイモーンの囁きにそそのかされつつ「今ここ」(hic et nunc)の思惟の奔流に身を任せる書記行為の記録なのであっただろう。

因みに、ヴェイユに限らず多くの思想家が、いや万人が書いてきたし書きつつあるという事実は、筆者が「シモーヌ・ヴェイユの書き方(1)」においていささか無造作に投げた指摘をある意味で追認することを許すのではないだろうか。筆者は、ヴェイユのそれを浮き彫りにするために、ポワローに先立つパスカル(1623-1662)、そしてビュッフオンの同時代者であるルソー(1712-1778)およびディドロ(1713-1784)における、それぞれ独特の書き方のケースは瞑想に値することを注記しておきたい¹⁸⁾。

歴史上の事実による梗概への補足

ともあれ、ある種の抽象性を目指す梗概は、数頁の本文とそれとを対照すれば分かるように、シモーヌ・ヴェイユが怠ることなく示唆していた歴史的な事実による展望の照射を捨象してしまう。著者が主張するところのリシュリウに始まるという「国家至上主義」と名付けることのできるテーズの後世への波及の証拠は、そこで完全に掩蔽されてしまう。じっさい彼女はといえば、問題の部分に、自らのテーズが空論ではないことを示すために事あるごとに具体的な事実への参照を行っているのである。例えば、リシュリウ以前における(avant lui)民の「宗教的な愛着」、モラルと政治との間の区別をめぐるその後(depuis)の混乱、モーラスの教義(la doctrine de Maurras)との比較、——以上いずれも205頁——共観福音書(マタイ、ルカ)におけるキリストの教え、そしてコルネイユの献辞の卑しさへの言及である。そこは読んでおこう。枢機卿による国家統制が招いたという頹廢の一例である。

どれほどさもない奴隷根性に彼が人心の品位を落とし得たかを感じるためにはコルネイユの献辞を読めば十分である。それ以後(depuis)我が国の国民的榮譽を恥辱から救うために、それは時代の儀礼上の言葉遣いであったと言いくるめることを

人々は思いついた。だがそれは嘘である。納得するためにはテオフィル・ド・ヴィオーの文書 (les écrits de Théophile de Viau) を読みさえすればよい。ただテオフィルは恣意的な投獄の結果夭折した。対してコルネイユはとても長生きした。(p. 206)

その投獄がルイ13世ーリシュリウによるものであったことは言うまでもない。まだまだある。何よりルイ14世。そこにはモンテスキウへの言及が伴っている。ここも引用に値する。

その初期においては多くの点で1789年を予告していたフロンドの乱の後 (après l'explosion de la Fronde)、ルイ14世が正統な主権者としてよりはむしろ独裁者の精神で権力の座についた。それをこそ彼の言葉 « L'État, c'est moi. » は表現している。これは国王たるものの思想ではない。モンテスキウはそれをうまく、しかしそれとなく説明している。(…)

フロンドの時期そしてマザランの下では、フランスは公衆の窮乏にもかかわらず道徳的に息づいていた。ルイ14世はフランスが輝かしい才能の人々に満ちていることを発見し、それを認めつつ奨励した。しかし同時にもっとずっと強く集中的にリシュリウの政治を続行し、こうしてほんのわずかの間にフランスを物質的にひどい悲惨さと言うまでもなく、道徳的に砂漠状態に陥らせた。(p. 207)

ここで明確にリシュリウの政治がルイ14世に引き継がれたことを指摘している。その連続性の証拠としては、例によって具体的で説得的な説明は無く、かわりに道徳的墮落の事例の証拠として、次々にしかし単発的にサン＝シモン、ラ・ブリュイエール、リズロット (Charlotte, Élisabeth de Bavière, 1652-1722)、そしてモリエールの『人間嫌い』が名指されるにすぎない。

リシュリウの後

以上見たのは、「Table analytique」の最初の項目の半ばまで、つまり『根づき』本文の2.5頁の間に見られる指摘であるが、ヴェイユによる事実の援用がいかに多いか、政治、社会、思想、文芸に関するその歴史知識がいかに豊かであるかが分かる。その教養の宝庫から、思想の状況を照らしかつ証拠立てるために、彼女は時宜にかなう事項を次々に繰り出してゆくのである。

それぞれの言及の吟味はさておき、ここでは現代への連鎖を明示的に断定する件を見ることによって、編集者による要約への補正を終えることにしよう。

...問題の国家とは、とシモーヌ・ヴェイユは言う。主権者としての民 (le peuple souverain) ではない。リシュリウによってルイ14世に遺贈され (légué)、ルイ14世によって国民公会に、国民公会によってフランス植民帝国に、フランス植民帝国によって第3共和国に遺贈されたところの、その同じ非人間的で、粗暴で、官僚統制的で、警察万能の国家なのである¹⁹⁾。

まるでアジ演説を連想させる百花繚乱の、どの語を取っても十分に恐るべき論難の語彙 (inhumain, brutal, bureaucratique, policier) で飾られるリシュリウ主義国家の20世紀への引継ぎである。

最後に、以上数頁の国家観の展開の件におけるシモーヌ・ヴェイユの歴史知識の利用の仕方について考えるべきである。彼女の記載は歴史学の規律 (discipline) に従って一貫した議論としてではなく、単発的に、それぞれ孤立した事例のいわば注記 (gloses) による補足としての書入れに他ならない。もしそれが本格的な歴史学、思想史学の言説であったのなら、例えば彼女が平然と用いているこの「遺贈」(léguer, legs) は、具体的な事実の連鎖として示す必要があったであろう。例えば、必ずしも充分精確な事実への言及が提示されてはいないとしても、ティローの次の指摘のようである。

『政治に関する遺言』は、遅ればせの公刊のため当座はその影響が限られていた。印刷される前にはこのテキストは、コルベールがその熱烈な心酔者であったリシュリウの他のテキストと同じように、せいぜい確かにルイ十四世の取巻きのあいだで知られていたにすぎない²⁰⁾。

例えばこのようにしてヴェイユは、複数の事象を前後関係、可能ならば原因結果の論理に従って連結させてその持続と変様とを記述し、少なくとも一つの共時態を描く景観から続く景観にいたる過程をたどることを試みる必要があったのであろう。「遺贈」とはそれを要請せざるを得ない本質的に通時的観念だからである。主要な論旨の展開にとっては、彼女の与える雑多な事実、それぞれの間に如何なる関連もないいわば « touches » (孤立した軽いタッチ) による補正にすぎない。編集者たちがそのいかにも念入りな « Table Analytique » からきれいさっぱり削除してしまった所以である。

第二章 リシュリウをどう読むか

エティエンヌ・テュオーの学位論文

ここで、観点をかえて、違った書き方が要求される学術論文の例を取り上げ、逆にシモーヌ・ヴェイユの書き方の特徴を照射することを試みたい。同時にむろん、今日歴史家によってでなければあまり読まれることのないと思われる17世紀の神学者にして類稀な（と言っても非難の対象になることが多い）実践的政治家であり、政治思想家、演劇の庇護者、さらに回想録作者——忘れてならない一面——であったリシュリウ枢機卿がどのように扱われているか、一例を観察したい。すなわち、完璧に伝統的な学術論文の形式に則って部、章、節をはじめ、ローマ数字やアラビア数字、アルファベット文字などを用いて様々の異なるレベルの区分を設けていけば立体的な構成を画定し、多くの脚注による多様な文献への参照を披瀝し、したがって膨大な文献目録をかかげたE. テュオーの該博な学位論文を取り上げよう²¹⁾。因みにこのように綿密で煩瑣でもある数多の区分の援用は、近代においてもある意味でスコラの方法に根差していた。例えばモンテーニュに続く思想家シャロンの『知慧論』は典型的な事例である²²⁾。ところでこの政治思想家テュオーの著作は『根づき』のリシュリウ論とは無関係に書かれたと考えることが出来る。前者から後者への直接的な踏襲も離反もない。というのも、1966年に初版を出版したテュオーは確かに一度はヴェイユを名指し、ごく短い一文を引用することはある（*op. cit.*, p. 359）とはいえ、そこに参照指示はなく、文献目録にもヴェイユはまったく現れない。

さて著者は、いわば外堀を埋め尽くしたうえで、主題中の主題、その見出しも「リシュリウと国家理性」²³⁾の章をまとめている。いわゆる「客観性」が要求され、典拠ないし証拠による何らかの正当化が不可欠となる「大学」風の方式にのっとった提示を観察することによって、シモーヌ・ヴェイユによる逆の書き方の特徴（長所であれ欠点であれ）が浮き彫りになるだろう。さらにそれは形式論的な面のみならず、もしかしたら、シモーヌ・ヴェイユによるリシュリウの読みにおいて、筆者にとってすでにかなり特異な解釈と思われた2通りの命題のもっと緻密な検討に接近するための準備となるかとも思われる。繰り返せば特異な点の一つは国家が公共や国王その他と区別され、それら一切に優先するという見解であり、もう一つは、したがって国家救済の職務にたずさわる者は、「忠誠の全て」を国家に捧げなければならないという要請であった。これら二つの命題は厳密に相関関係にある。実際、一方の真实性もしくは誤謬

が明らかになれば、他方もまた必然的にそれに照応して真実もしくは誤謬と判定されることになるであろう。

テュオーの論証の紹介・検討に入る前にしかし、「国家理性」なるいささか珍しい用語について注釈しておくのが適当であろう。語彙論研究によれば、この表現には主として二つの意味がある。1. 「国家の救いはモラルや権利のそれを含むあらゆる規範に優先する」 (*Trésors de la Langue Française*, T. 14, Gallimard, 1970, p. 291)。用例としてユゴー、クレマンソーら19世紀以後の文章があがっている。2. 「政治の分野で、違法で不正な行為を正当化するために援用される公的利益の考慮」 (*Le Robert*, T, II, 1978, p. 666)。用例としては公的なものへの不信を表明するレニエ、コルネイユ、A. フランス、カミュらの例。 *The Concise Oxford Dictionary*, O. U. Press, 1964は“reason of State”に第2の意味のみを提示している (p. 1030)。ところでリシュリウは、テュオーが著書のタイトルおよびその中心的な章において明示するように、第1の意味でなら自己の思想を表明できたのではないだろうか。だが枢機卿による実際の使用例においては二つの意味の判別はさほど容易ではない。例えば次の例はむしろ第2の意味を持つかと思われる：« Gênes, dont les riches sont tous Espagnols par raison d'État, à cause de grands partis où ils sont intéressés avec l'Espagne, pleuroit de crainte... »²⁴⁾

テュオーによるリシュリウの国家観

テュオーは、枢機卿は政治の実践者であって理論家ではないことを思い出させることから論考を始めている。そして先ずその解釈の結論をあらかじめ定式化する。曰く、

レアリズムの政治家であるリシュリウは、国家を権力によって規定し、服従 (obéissance) を確保するために畏怖 (crainte) を頼りにする²⁵⁾。

ところで枢機卿が援用するのは神権 (droit divin) よりは「国家にとっての必要事 (nécessités d'État)」である、と著者は言う――

実際リシュリウは、フランスにおいて恐らく最初に « raison d'État » (国家理性) なる語を用いて、自然、正義、宗教、人道に先んずる公衆の救い (le salut public) に関する様々の考慮を指し示すのである (*ibid.*)

2点の注記が必要になる。第一に著書のタイトルの語でもあるこの「国家理性」なる術語は『根づき』の該当箇所には現われなし、まもなく我々が集中的に検討することになる枢機卿の『回想録』第9巻（1629年）の関連箇所にも現われない。第二にもっと注目すべきであるが、国家の重要性は決してそれ自体唯一の超越的なものではないことである。むしろテュオーの解釈においては、「公衆の救い」こそが国における様々の制度や組織に勝る価値を有している。先取りしていえば、おそらく国家は公共といわば同列に位置づけられるのではないかと予想される。

次いで著者は枢機卿の残した多数の文書のうちから *Testament politique* 『政治に関する遺言』を取り上げて「リシュリウの独創性が最も明らかに現れるところの統治に関する教え（*maximes de gouvernement*）」を抽出し、解説してゆく。しかしまず更なる留保がつく。枢機卿の教えの内には必ずしも独創的ではなく、むしろ当時一般に受け入れられた « *idées reçues* »（通念）も少なくないと指摘し、例として『国家の幸せの第1の基礎は神の支配の樹立である』とか、『理性が国家の規則であり、案内者である』とか、『公的利益こそは（...）国家を治める者たちの唯一の目的である』を挙げている²⁶。

学者はその後、彼のいわゆる「陳腐な見解」「月並みの考え」（*banalités*）を全く無視していく。しかし「紋切り型」という評価は、すなわち思想家本人の思想ではないという否認を必然的に含意するのだろうか。「月並みの」命題は、むしろ反対に一種の通用している「定説」ではないのだろうか。少なくとも例えば様々の時代に見られた検閲逃れのための単なる煙幕などではなく、いわば底流として暗黙に機能し続けていなかったかどうか、展開される思索がそれに関連し、もしかしたらそれを前提にしていないかどうか、問うてもよかったのではあるまいか。無論それは、ポーランのいわゆるテロリストの一人であったに相違ないテュオーには不可能な思い付きであっただろうが²⁷。

著者はさらに『回想録』を解説しつつこう断定している。

しかし他の教えはリシュリウが国家理性の奉仕者たることを開示している。枢機卿の推論の基本、それは公衆の利益の優位性（*le primat de l'intérêt public*）である。そしてその『回想録』において、国王が厳しく罰しなければならない時には、常にこの原則を引き合いにだしている。この教えから、国家正義というものが存在し、そこには普通の正義と同じ規則はあり得ないということが帰結する（*op. cit.*,

p. 353)。

『回想録』の思想も『政治に関する遺言』に整合するという前提であり、そしていずれにおいても国家すなわち公衆という定式は一貫していることがわかる。

疑はしきは罰すべし

次いで著者は、不服従、陰謀や反乱のような国家にかかわる事件の処理、つまり判決や刑罰についてのリシュリウの見解の紹介へと向かう。この点については、二つの引用文を転載すれば十分であろう。まずは『政治に関する遺言』からの引用――

『通常の事件の流れにおいては裁判 (justice) は明白にして明証的な証拠 (une clarté et évidence de preuve) を必要とする。しかし至上の事態 (summa rerum) が問題となる国家にかかわる事件においては同様ではない。それというのもしばしば推測が証拠の代わりにならなければならないからである。』(353)

即ち「疑はしきは罰すべし」である。更に『国家に関する教え』LXXXもまた同じ主旨の帰結を明言する。

『国家にかかわる事件においては他の事件のようにはゆかない。後者においては正当性 (droit=権利) の解明から始めなければならないが、前者においては執行 (exécution=処刑) および占有 (possession=差押え) から始めなければならないのである。』(353)

こうして枢機卿は、この種の事件に対して格別の厳格さを表明し、証拠ではなく推測、容疑が、おそらく極刑を排除しない判決の正当な理由にならなければならないと明言する。というのも国家犯罪の真相は、出来してから初めて、つまり『成り行き (succès)、事件 (événement) によって』(353) 明らかになるのだから、と言う。テュオーが冒頭で明言したように、民に懸念を吹きこむことで反乱の機先を制しようとの配慮である。それはとりわけ、国王の名を借りたりシュリウ政治への反感から陰謀や謀反を画策しがちな大貴族たちを牽制するためであった。けれどもそれは、事実上最高の権力の座にある者の自己自

身の懸念と不可分の配慮であったと想像できるだろう。同時代の批判者の一人ラ・ロシュフコーはリシュリウについて、これをマザランと比較しながら特有の微妙な表現を用いてこう証言している。

大胆な知性 (l'esprit hardi) と弱気な心情 (le cœur timide) をもっていたリシュリウ枢機卿とは反対に、マザラン枢機卿は知性よりは心情の方がもっと大胆であった²⁶⁾。

テューオーはさらに二三の文章を援用して、リシュリウにおいては「統治者の美德は個人のそれとは異なる」、「国家正義は通常のそれからかけ離れている (éloignée)」 「国家道徳は通常のモラルほど寛大でもキリスト教的でもない」(353) と敷衍する。

「国家は公共の善を目指す」

以上の解説について、二重の関連し合った特徴を確認することが出来る。一つは著者によれば、リシュリウの政治思想においては他ならぬ「公共」こそが最高の善、すなわち政治の目的として措定されている点である。場合によっては繰り返しになることを恐れず、「public」がいずれも形容詞として現れているテキストをあげる。

「公共の救い (le salut public) は彼の至上の掟である。」(351)

「公共の救いの考慮は自然、正義、宗教、思いやり (l'humanité) を超える。」(351)

「公共の利益 (les intérêts publics) は、『国家を統治する者たちの唯一の目的である...』」(353)

「枢機卿の推論の根拠は公共の利益の優位性 (le primat) である」(353)

これらの命題をテューオーは時代の陳腐な、月並みの「通念」であると軽く片付けていたのだが、通念とは必ずしも凡庸で取るに足りない意見や思想を意味するわけではないことを認めなければなるまい。それどころかこれは、リシュリウの国家論において最高の重要性をもつ。それは政治が目指すべき目的なのである。高みであり、集約であり、支えであって、ゴシック建築に比喻を求めれば、「clef de voûte」(穹窿の要石) と言うべきであろう。

しかしあたかも自明の用語であるかの如く如何なる説明もなく繰り返し現れ

る形容詞「public」とは何を意味するのか。それは少なくとも「国家」や「民」との関連において明確化されなければなるまい。というのも、公衆ないし公益について語りながら、シモーヌ・ヴェイユ自身――

各々が自分の国に対して感じる恩義を表現するために、人々はおっともしばしば「le public」、「le bien public」と言うのであった。これは村落、都市、地方、フランス、キリスト教圏、人類を自在に指示し得る語である²⁹⁾

と指摘するように、これは文脈に応じていわば柔軟に多義性を発揮する語だからである。

テュオーのリシュリウ解釈に関して結論できるのは、国家と公共とは決して分離することの出来ない概念であるという点である。こうして少なくとも、リシュリウにとって国家は「公共」に勝る至上の存在性を有するというヴェイユの主張に、テュオーの解釈が対立することは明らかである。

実体名詞：「Le public」

ただし、学者が引用する『政治に関する遺言』には階級についての発言の紹介の部分において、形容詞ではなくただ一カ所「le public」なる実体名詞が用いられている。民への補助金の授与について枢機卿はかく告りたまふのである。

『平民というもの (les peuples) は牡騾馬 (mulets) に比較しなければならない。彼らは積荷 (charge=負担) に慣れているために、労働 (travail) によるよりは長い休息によって駄目になる。しかしその仕事はほどほどでなければならず、またこれらの動物の積荷はその力に釣り合ったものでなければならないように、民への助成金も同様である。もしそれが控え目でないとしたら、たとえ公衆に役立つ (utiles au public) としても、不当 (injustes) であることに変わりはない』(352-353)。

「隠喩が決して無邪気な文彩 (une figure innocente) ではない」³⁰⁾ —— あからさまな直喩については言うまでもなく――ことの認識には、バルトやロブ・グリエの言葉を思い出す必要はあるまい。ここで民とは、多くの手柄、武勲に輝く高貴な「coursier」なる美称さえ受取り得た(軍)馬ではなく、愚かで頑固極まりないとされる駄獣――しかも生殖能力を欠く――に匹敵するのである³¹⁾。「平民」について意見を述べるとき、軽蔑をこめて粗暴にふるまうと評価され

る人物らしい発言である。

「Le public」はここで国家の言い換えなどではなく、むしろ労役につながれた下賤な平民大衆の全体、言い換えれば下層民の集団を想起させる。まさに貴族階級の大物の感情をさらけ出す故事である。国家についてこのような刻印付きの語への代替を試みるとしたら、それは突拍子もないことであっただろう。テュオーが断ることなしに使用している現代語においても、この種の副次的な意味作用 (connotation) は完全に払拭されているのであろうか。

エティエンヌ・テュオーの結論

歴史家の論考の検討をおえよう。テュオーが導入した「salut public」に「l'État」を代入してヴェイユ風には、枢機卿においては国家の救いの考慮こそは、自然、正義、宗教、そして人類 (l'humanité=人間性) をこえると結論することが出来る。ただし、「正義」についてはテュオーの表現では「哲学的」意味でとか、「通常の」という曖昧な限定の補語をくわえ、さらに「宗教」については一つの明確な留保も必要になる。というのもこれらの点について枢機卿は、後に見ることになるが、「この世においては」(dans celui-ci=dans ce monde) という条件を付しているからである。こうしてすでに明らかに、リシュリウ思想に関するヴェイユの言明は、現代のある専門家による学術論文の下す判定とは全く異なる異説であることがわかる。しかし他方、そのような概念は17世紀初期に通用するものであったのだろうか、そして端的にリシュリウ自身の国家観はそういうものであったのだろうか。

筆者には、ヴェイユの示す理解はもしかしたらリシュリウ本人にとっても意想外の逆説であったのではないかと思われる。そのことを示唆するためにここでは、まずその第一段階として蓋然的な実例を挙げることから始めたいと思う。『回想録』のテキストが伝えている不敬罪で投獄され、あまつさえ重い病に苦しむヴァンドーム公爵の告白である。

死に際して彼はカステルノーにこう言った。行いにおいても思いにおいても我が身は決して陛下御自身 (sa personne) に背く意図を抱いたことはありません。今わの際に陛下に知ろし召し下されますようお願い申し上げますのは、この身の策謀によって陛下の国家 (son État) への妨げを行ったとしても、少なくともこの身は、陛下御自身に背いて何らかのことを謀った者ではなかったということです³²⁾。

死に臨んでの言葉であり、そこに国王の怒りを宥めようとの意図をアプリオリに否定することはできないとしても、これがヴェイユの主張する限りでのリシュリウの思想に相容れないことは認めざるを得ない。この証言は明確に国家を国王のある意味で所有物と規定し、当然のごとく国王をその上に位置づけているのである。さらに、万が一自分の思想に真逆の言葉であったのであれば、枢機卿自身そのような他人の発言を『回想録』で単純率直ありのままに報告したであろうか。

ジャン＝ルイ・ティローの「リシュリウ」

テュオーの学位論文との対比によって際立つシモーヌ・ヴェイユによるリシュリウの国家観の特異性は、より最近の研究を参照することによっても確認することができる。初版が1986年に発行され、増補・改訂を受けた第3版が1995年に出版された『政治学著作辞典』のなかのJ.-L.ティローの項目「リシュリウ」は、その結論においてこう指摘している。

それを構成する相異なる身分 (ordres) の利益を超越する国家、それは非人格的で抽象的な形のもとに単独で国 (nation=国民) の高度の利益を体現 (exprime) し、大幅に宗教から解放された政治の枠のなかで統治者たちにとって至高の価値となる。彼らはそれに、自己自身をはじめとして全てを捧げなければならないのである。『政治に関する遺言』は、政治思想において今日に至るまでその深い痕跡を残したこの国家観念の昂揚のもっとも雄弁な証言の一つであり続けている³³⁾。

論説を集約するこの結論において、国家が宗教から解放された非人格的で抽象的で超越的な至高の価値となると定義されるとき、基本的には我々がすぐに見ることになる「ヒトラー主義の起源」のいわゆる「秩序と権力を産み出す無名で盲目の機械」« la machine anonyme, aveugle, productrice d'ordre et de puissance »³⁴⁾、さらに『根づき』のいわゆる「ハガネの機械」(« machine d'acier », *op. cit.*, p. 259) に照応する。しかし注意しよう。まず概念に微妙なしかし本質的な差異がある。「機械」である限りにおいて、ヴェイユが限定的に解釈するリシュリウの「国家」は決して三つの身分から構成されるなどとは言えない。それは「国」でも「国民」でもない。それらから分離されて——哲学者たちのいわゆる (cum praecisione) において——それらを超越する抽象的な統治機構に他ならないのである。さらにそれがたとえ国の利益を体現するとしても、抽

象的で超越的であるかぎりにおいて、国民のそれを体現するとは言えないのである。

けれども最もラディカルに問われなければならないのは、記事の作者の言う「統治者」« gouverneurs »としての一方の宰相やその部下たちと他方の国王との関係の在り方である。その任務において責任や権限の差異が、すなわち優劣の序列があるのか。「然り」とヴェイユ。「然り」とティロー。しかし両者において序列そのものがおそらく逆転しているのである。ヴェイユにとってとは逆にティローにとっては、至高の価値に場合によっては捧げられることが必要になるところの「全て」のうちに、君主が含まれるとはアプリアリに考えられないのである。こうしていくつかの本質的な点において、シモーヌ・ヴェイユによるリシュリウ解釈は依然として「独創的」であって、依然として追究しなければならない問題として残る。

第三章 「ヒトラー主義の起源」と『根づき』

「ヒトラー主義の起源」

歴史家の論究の吟味からシモーヌ・ヴェイユ自身のテキストに戻る時である。ところでヴェイユのテキストといっても、既に予告している『根づき』のリシュリウを論ずる箇所より少し前に彼女が書いていた「ヒトラー主義の起源」(注10参照)を検討する必要がある。というのもこの有名な論文の中でも、ヴェイユはリシュリウに起源をもつという「国家」の観念について論じているからである。その箇所は『根づき』の問題の箇所にとってほんの数年前立つにすぎない初出のヴァージョンで、いわばその連帯テキストである。そこを見ることによって、彼女の分析が一方から他方にかけてどれほど一貫していたか、あるいはもしあるとすればどのような進展ないし変異を見せているのかが分かるだろう。

この長い論文は3部(あるいはむしろ4部)より成る。その構成は以下の通り。

1. 「国民の性格における永続性と変化」(pp. 168-181)
 2. 「ヒトラーと古代ローマの対外政治」(pp. 181-198)
 3. 「ヒトラーとローマ帝国の内部組織」(pp. 199-210)
- 結論 (pp. 210-219)

全集版Ⅱ-3の編集者シモーヌ・フレッヌは論考の公刊についてこう説明している。

この研究の第2部「ヒトラーと古代ローマの対外政治」は *Nouveaux Cahiers* (n° 53, 1er janvier 1940) に発表された。すでに校正刷りに印刷されていた第3部は検閲によって拒否された³⁵⁾。

なぜかそこに第1部への言及はない。他方第3部はかなり長い「結論」を含んでいることが注意を惹く。なお編集者は総標題の下に、これが書かれた時期として公刊の前年である1939年を指示している。

さてリシュリウの国家観が論じられるのは第1部である。ルイ14世の内政および外交にかかる政策とヒトラーのそれとのパラレルを抽象的に描きながら、そこから話題はリシュリウにさかのぼる。一つの長い段落 (*op.cit.*, pp. 173-174) をここでは論旨の展開にしたがってⅠ－Ⅴに区切り、それぞれに見出しを付けて引用する。

Ⅰ. 基本命題：リシュリウこそが「国家」の発明者である。

しかし古代以来ヒトラーの最初にして真の先駆者は多分 (*sans doute*) リシュリウである。彼が国家を発明した。それ以前にも国王たちは、ルイ十一世のように強大な権力を確立することはあった。しかし彼らはその王位 (*couronne*=王権、王国) を防衛していたのである。臣下たちは、業務の運営において自らが市民 (*citoyens*) であることを示すことができていた。彼らは公共の善 (*bien public*=公益) に尽くしていたのである。

Ⅱ. リシュリウはどのような国家を創ったか。

リシュリウがいかなる個人的野心の意識もないほどに身も心もささげた国家とは王位ではなく、公共の善ではさらになかった。それは今日われわれがこの名のもとに知っているところの、そしてある国々が熱愛しているところの、秩序と権力を産み出す無名で盲目の機械なのである。

Ⅲ. 道徳の無視と自己犠牲との混交

この熱愛はあらゆるモラルの公然の軽蔑、そして同時に普通には美德に伴うところの自己犠牲を巻きこむ。この混交がリシュリウに見出される。

Ⅳ. 国家の救いと魂の救いとの峻別

この時代のフランス人たちに特有の素晴らしい知性の明晰さをもって、彼はこう言うのであった。国家の救い (le salut de l'État) は魂の救いと同じ規則によって獲得されるのではない。魂の救いは別の世 (l'autre monde=来世、あの世) でなされるが、国家というものはこの世 (ce monde-ci) においてしか救われなければならないからである。

V. 出典への言及

ここで彼の敵対者たちによる風刺的小冊子 (パンフレット) に頼らなくとも、彼自身の回想録 (ses propres mémoires) によって、彼がこの原則をいかに応用したかが示されている...

著者は我々が最後に省略した部分で、上記原理の応用として条約の無視とか策謀等々を (固有名を挙げるのではなく) 概括的に列挙し、17世紀のモラルは現代のそれと異なっていない旨主張してゆく。以上のリシュリウの国家観の解説 (殊にⅡ、Ⅲ、Ⅳ) と『根づき』の該当箇所とを比較することが必要になる。

「ヒトラー主義の起源」から『根づき』へ

二つのヴァージョンを見比べて真っ先に指摘することが出来るのは、それらがかなり緊密に似通っていることである。極めてしばしば同じ思想が類似のあるいは異なる語句で、もしくは順序を変えて、またはわずかの追加あるいは省略を伴って出現する。従って一方における諸命題に応える表現を他方のテキストから引用し明示するのはいささか煩わしいと思われる。むしろ、異なるにせよ同じであるにせよ、注目に値すると思われる点を指摘するのがより適当であろう。

手始めにⅠおよびⅤの細部に見られるある特徴を指摘する。真っ先にⅠの冒頭に現われる « sans doute » という語句の存在が注意を惹く。これは何を意味するのか。無論リシュリウをヒトラーの最初の真の先駆者と断ずるには、いささかの躊躇いがないでもない、ということである。しかしそれは著者がリシュリウについて、少なくとも当該の問題点についてそれほど確固とした知識を持っていないという事と少なくとも関連すると考えられる。そしてこの小さな語句には『根づき』におけるもう一つあるいはむしろもう二つの小さな語句が完全な対応を見せていることに気付く。即ち「忠誠の対象としての国家の観念」はリシュリウとともに現れたという命題には、すでに見たように « sauf erreur » (私の思い違いでなければ、私が間違っていないければ) なる断り書きが伴って

いるのである (*supra* p. 4 注5参照)。さらにまた、枢機卿からの引用かと思われる文章——少なくとも全集版のテキストはそう思わせるよう努めている——の利用には、「Il a dit à peu près」(彼は大体のところこう言った)が先導しているのである (*supra* p. 5 注7参照)。

この論文においては夥しい数のラテン作家の名前が引用されるものの、作品はほぼ一切名指されないのに対して、段落Vにおいてヴェイユはリシュリウについては出典として『回想録』を名指している。しかしその言及には文章の引用も文献情報も伴っていない。その上それはかなり奇妙な、ぞんざいなあるいは貧相な仕方での言及であることに気付く。そのためにかえって興味をそそらずには措かないのである。そこに誇ったり貶したりする意図を疑うとか、少なくとも侮蔑が条件づける偏見を勘繰らざるを得なくなるのである。なぜこの文書は、例えば『根づき』において彼女が他の諸作品の場合には、非難の対象となるジッドの小説、女性月刊雑誌『マリー・クレール』、それにコルネイユの劇作品もふくめて常に遵守する普通の習慣的な作品の言及の仕方——作品名の冒頭は大文字でかつ全体は斜字体——で表記されないのか。

因みにルソーの奇妙なテキスト *Rousseau juge de Jean-Jaques* に興味深い件があることを指摘しよう。彼を批判、軽蔑するフランス人 (Le François) はこの対話篇のなかでいみじくもこう発するのである。

これらすべての配慮にもかかわらず、このならず者はなおもその回想録を書きおおせたのです。それを彼は自分の告白録と呼んでいますが、我々はそれを彼の虚偽録と呼ぶのです³⁶⁾。

ルソーがその敵対者に言わせる台詞において、『回想録』も『告白録』もいづれも侮蔑をとまなう表記の仕方で一貫している。つまりプレイヤッド版を信用する限り、そこは大文字も斜字体も引用符も無い表記：ses mémoires, ses confessions が見られるのに対して、無造作に同じ全集1の『告白』第6巻を開けば、ポール・ロワイヤル『論理学』もロックの『エッセイ』も *la Logique de Port-royal, l'Essai de Locke* という正規の表記が見られるのである³⁶⁾。

リシュリウの『回想録』にもどれば、これは、17世紀初期のフランスを中心とするヨーロッパの社会、教皇庁を含むカトリック諸国とプロテスタン諸国の動向、国際関係、国々の接近と離反、戦争、和平、さらに利害がすべてである外交交渉の詳細、あるいは搭や堡壘など軍事施設の破壊、場合によっては密

使の書簡の途中で強奪、常套と化した政略結婚、はたまた疫病（ペスト）を語る一大著作であり、リシュリウを中心としてその書記官たちの協力によって、数多の手書きの草稿資料を活用して制作された公式のつまり国規模の記録であり——その意味では上に見たように「回想録」と呼ばれることもあったルソーの『告白』とか、同様に、個人的な体験や知識、意見や憶測、そしてむしろ記憶によって特徴づけられるラ・ロシュフコーの『回想録』（cf. *Supra* p. 17, n. 28）の類でもなく、むしろシャルル・ドゴールの『戦争の回想録』が、より大著ではあるものの辛うじてこれに比肩されるかも知れないのである。さらに述べれば、フランスを中心とする諸民族（とりわけ貴族＝軍人）間の戦争、新教徒軍と国軍との内戦、動員される兵士たちの数とその殺戮、もしくは逃亡や降伏、使用される馬や騾馬、食料としての大量の牛や麦の調達、他方また戦記物語でもあれば、古典フランス語にむかっていた書記言語の状態を証言する資料でもある歴大な作品の一つであることを、古代ギリシャの回想録には通暁しているヴェイユは、多分知らなかったに違いないと思われる。

さてそこで、「ヒトラー主義の起源」および『根つき』の一方から他方にかけてのいくらかの差異、追加や発展あるいは逆に省略、それに失念でなければ遺漏を指摘しなければならない。真先には上記整理のⅠが暗黙に示唆し、Ⅱが明言する点、つまりリシュリウの国家において防衛されるのはもはや王位ではないという主張にもとづいて推断され得る言外の意味が、『根つき』においては次のように表現されることである。まず原理としてやや抽象的にしかし全称命題で、——筆者が「シモーヌ・ヴェイユの基本的な発言」において引用したテキストだが——「公的な機能をはたす者は誰であれ、この機能の執行においてその忠誠の全てを公衆にはなく、国王にでもなく、他の何にでもなく国家にこそ尽くさねばならない」と先ずは言う。次いで命題はもっと直截に次の様に言い直される。リシュリウの結論は、

国家の救いに責任のある者およびその家来たちは、その目的のためにはいかなる例外もなしにあらゆる有効な手段を用いなければならない。必要ならば、その目的に自己自身の生命（personnes）も、彼らの君主も、民も、諸外国も、あらゆる種類の義務も捧げて³⁷⁾

となる。こうしてヴェイユは第2バージョンにおいて、きわめて重要な、問題的一步を踏み出すのである。一步とは言うまでもない、滅私奉国家は言う

に及ばず、国家の救いのためには、場合によっては君主もまた犠牲にされて然るべきであるというテーゼである。この言明は即座に疑問を、異議を引き起こさずには措くまい。そもそも責任ある者を任命したのは他ならぬ君主自身ではなかったのか。権限と責務の必然的な論理関連において、そのような逆転が「国家理性」にとっても論理的（つまり理性的）にも可能なのか。さらにこのような発言は政治的には反乱（クーデタ）の勧め、少なくともその是認に他ならず、最たる不敬罪として断罪されざるを得ないのではないだろうか。この命題のもつ文字通り異様な暴力性については、また後にも考えなければならぬだろう。

『根づき』においてもう一つ明示的に追加される点は、IVの国家の救いと魂の救いにかかわる。これら二通りの救いの相違をさらに明確に説明するために、彼女は次の文章を新たに書き加えている。

キリスト教徒ならそこからただ一つの結論しか引き出すはずはあるまい。すなわち魂の救いには、要するに神には、全的で絶対的で無条件の忠誠を尽くさなければならない代わりに、国家の救いという事由（cause＝件、主張）には、限定的でかつ条件的な忠誠を尽くさねばならないという結論である³⁸⁾。

キリスト教徒なら普通どう考えるかを述べて、それとは異なることを教えるこの高位聖職者の信仰や神学を問題にしようというのではない。そうではなく、このおそらく誠実なキリスト信者におけるその政治と道徳や宗教との区別の正しさを肯定しつつも、しかし逆説的な国家至上主義とも呼ぶことのできる思想を、一方では君主制支持者にして反ドレフュス主義者であったシャルル・モラスと同じだと断じ、他方では砂漠のキリストをいざなう悪魔の提示したもの（Mt, IV, 8-10 ; Lc., IV, 5-8）に言及して、それはまさに偶像崇拜であると断罪するのである。

もう一つ、先にも触れた出典の問題を再考すべきであろう。奇妙なことに、前者では貧相なやり方ではいへ、『回想録』を名指したヴェイユは、後者においては『回想録』の名前は消すが、そこからの引用と見まがう若干の文章を記載している。その件もまた筆者は先に「シモーヌ・ヴェイユの基本的な発言」の節で、原文および日本語訳で引用した（注7参照）。実はこの文章とその記載の仕方には検討すべきいくつかの微妙な問題があることに読者諸賢はお気づきであろうか。半ば軽口で「神宿る」と言われたことのあるまさに細部にすぎない角括弧（crochets）および引用符（guillemets）についても、そもそもそれは

誰の書入れなのか、そしてそれは正当な振舞いなのかどうかを問わなければならないだろう。引用かとも見える記載が果たして本物のテキストの利用によるものかどうか問題になるからである。それらの吟味は後に『回想録』と『根づき』とを比較する時に取り上げることにする。

さらにもう1つ指摘すべき点がある。「ヒトラー主義の起源」の件に見られて、『根づき』からは消失した高度の抽象性を持ち、言い得て妙なる比喩表現もあるという事実である。筆者による先の区分のⅡにおける国家の定義、すなわち「秩序と権力を産み出す無名で盲目の機械」がそれである。著者は第1のヴァージョンを見ながら第2のテキストを書いたわけではなく、おそらくここでも記憶を支えに思念の流れに従ってこの件を記載しているのであろうから、先に実現していた表現がその時に現れなかったとしても、何もそこに著者の思想の退歩などを見るべきではあるまい。上に指摘したように、むしろいくつかの追加の形で一方から他方への進展も表現の努力も見ることが出来るし、反面おそらく「方法的」(méthodique) な方針を欠く書き方では、偶然«aléa»の采配の下に出来た事態もあるというべきであろう。

しかし以上あげた若干の微妙な論点に比べて、もう一つ大胆な発言が第1ヴァージョンにあって、それが一年後の第2ヴァージョンに見られないことを見落としてはなるまい。それはまさにⅠの冒頭で言われるリシュリウをヒトラーの「最初にして真の先駆者」であるとする発言である。「先駆者」(précurseur)とは、例えば *Petit Robert* (1977年版)によれば、「誰か別人の到来を予告し、準備する者」の意味であるが、その限りでは、二人の政治家が果たしてそういう関係にあったと言えるかどうか疑わしい。まずこのケースでは「予告」も「準備」も極めて比喩的なというより漠然としたもしくは曖昧な意味でしか理解されないのである。じっさいリシュリウがヒトラーの政治を予告することなど問題にならず、準備することと同様に不条理な空想なのである。両者の間には原因と結果の関係もなければ連続や発展のそれもない。ヴェイユの命題には例えば«légation»の具体的な証拠の提示も、逆に総統による枢機卿への言及あるいは引用の事実、あるいは前者が若年にして後者の事績を学んだといった事実を挙げての論証もない。これは「ヒトラー主義の起源」のヴェイユだけが、それも一度だけ、つまり『根づき』のヴェイユによって看過された全く孤立した主張、断言であって、歴史的な連関の主張ではあり得ず、単に2つの時期に現れた思想や実践に類似点があるという指摘にすぎないと思われる。そういう事実なき事態、関連なき関係について「真の先駆者」などと呼ぶ

のは正しいことだろうか。この発言には「多分」(sans doute) が伴っているとはいへ。

ここであえて仮説を述べれば、これは著者が真正の事実に基づく知識を支えにして主張する歴史学的な命題ではなく、むしろガダマーがニーチェのある種の発言について指摘したような意味で、必ずしも明証的ではないかもしれない冒険的で、いささか危なっかしい打診的 (exploratoire) もしくは挑発的な (séducteur) 一過性の、しかし敢えて更にいわばむしろアジ演説に相応しいある種の「あおり」を旨とする発言ではなかったかと思われる³⁹⁾。

ジャック・ジュリヤールの解説

因みに、元 *Nouvel Observateur* の主幹代行であったジャック・ジュリヤールは、2014年のヴェイユについての評論の第2章「力の批判：反全体主義の思想」において「ヒトラー主義の起源」を取り上げて、

国家に基礎をおく主権 (souveraineté) のシステムを着想したのはローマである。それこそがローマの唯一の真の宗教であり、その他の宗教はともかく善や魂の救いの観念とは無縁であって、この国家崇拜を強固にするためにしか存在していなかった⁴⁰⁾、

とヴェイユの思想を祖述する。さらに、『根づき』で有名な тезис を援用して、「キリスト教が「キリストの父」を奴隷たちの主人にして所有者としたのはローマの影響のもとにであった」、と追加する。そして曰く、

ローマ帝国の至上権 (suprématie) は、ルイ十四世からナポレオンにかけてフランス帝国主義の模範となった。そしてその勢いに駆られて、シモーヌ・ヴェイユはヒトラー独裁の模範になったと言う⁴¹⁾。

古代ローマからルイ十四世やナポレオンへの連続とは違って、ヒトラーへの関連については、その表現にいささか微妙な用語：「勢いにかられて」(« emportée par son élan » = 勢い余って) を用いることによって、著者はヴェイユの発言に、筆者自身の仮説にも似通うある種の批評的距離を置いているかと思われる。ところでしかしここには別の重要な点がある。ジュリヤールはそこで「国家」の発明者として、リシュリウの仕事を何故か完全に落としている

ことである。リシュリウに関する限り、その国家観から現代のある国々への関連は、まず明示的にはテキストのⅠにおけるヒトラーへの言及において、また暗示的にはⅡにおいて（その「ある国々」とは取り分けファシズムの国々であろう）主張されているのである。ほぼ正確に著作の思想を辿っているとはいえ、この評論は正確を欠く面もあると言わざるを得ない。

シモーヌ・ヴェイユの書き方（3）

そのことはしかし翻って、シモーヌの書き方に関するもう一つの確認の契機になる。筆者は先に『根づき』の文章について、必ずしも論点の整理がなされていず、入り組んだ、つまり乱雑な書き方になっていることを指摘したが、似た難点は、こうして論考から論考にかけても見出されることがわかる。他者の文章に対してと同様に自己のそれに対する明示的な参照もあって然るべきであったであろうに、それは皆無。さらに言えば彼女は、モンテーニュの場合のように単行本を出版していなかったという事情もある。それがあればその余白に注として、あるいは追加として、また備忘録として書き込みを行い、先行する著作に論理的に継続し発展させる次の著作の準備をすることも出来たのであつただろう。そうでないとしても、少なくとも先行するテキストに言及し、これを反芻しつつ現在のテキストを書くことが出来たのではないだろうか。言い換えれば、それぞれの作品がいわばそれぞれ里程碑を形成し、先立つ作品から後続する作品にかけて連続性や展開や補足、あるいは逆に修正を明示することによって一つの端整な体系を形成してゆくことも可能であつただろう。

だが事実はそうではなく、それぞれの書き物が言ってみれば孤立してばらばらの文書として残された。それというのも、そもそも公刊を意図していなかったと考えられる大量の *Cahiers*『雑記録』を別にすれば、彼女は頻繁になによりも具体的なプラクシス、「ここ今」の改革や実現を目的として、そしてそのための読者への訴えとして書いたのであって、その意味では彼女の書く仕事は、同時代者サルトルが、書く行為を現地のすでに熟したバナナのように消費されて然るべしとどこかで主張していたことに通底する。言い換えれば、シモーヌ・ヴェイユは、何か抜きん出た作品、個々のという意味ではなく生涯を通じて全ての文章をもって一つの大作を目指して書いたのではない。そのことをもちろん筆者は忘れてはいない。大文字で表現される人生の作品 (*l'Œuvre*) が問題であったのならばしかし、『雑記録』は他の全ての文書と同等の資格でこれに寄与する部分となるべきであつただろう。否それどころか前望的には、駄洒落

の相のもとに現れるあの警句が想起されざるを得なくなったでもあろう：Listes- ratures ! が。

まとめ、そして今後の考察の方向

筆者は、最初にシモーヌ・ヴェイユによるリシュリウ枢機卿の国家思想の重要性の主張を報告し、次いでその世界規模での歴史的展開の主張を吟味し、他方で該博な1、2の研究によるリシュリウ思想の解釈を検証することによって、ヴェイユによる解釈の他との違い、いわゆる「独創性」を確認した。次に端的にヴェイユの作品に接近し、二つの作品の対比によってその枢機卿解釈のほぼ共時的認識へと進んできた。以上を踏まえて、次には二人の思想家のテキストを比較することによって、最終的には彼女のテーゼの真偽および正否を問うことになる。そのための取り掛かりとして、ヴェイユが引用しているかと思われるリシュリウのテキストとヴェイユによるその理解とをまずは対峙させなければなるまい。

(以下 (2) へつづく)

注 釈

- 1) S. Weil, *Œuvres*, Gallimard, coll. « Quarto », Éd. F. de Lussy, 1999, p. 1237.
- 2) Montaigne, *Essais*, III, 1, Éd. J. Balsamo, M. Magnien et C. Magnien-Simonin, Gallimard, 2007, p. 830 (宮下志朗訳『エッセー』、6、白水社、2014年、p. 13参照)。
- 3) 最近の該博にして緻密で稀有な研究として、御園敬介『ジャンセニスム：生成する異端 近世フランスにおける宗教と政治』、慶応義塾大学出版会、2020年を挙げる。
- 4) Cf. G. Lanson, *L'Art de la Prose*, A. G. Nizet, Avertissement daté de 1908. 17世紀におけるフランス散文の「文体」の変化・進展については、殊にその第IV章 (p. 55) ー第IX章 (p. 139) 参照。この名著の著者が、アントワーヌ・コンパニョンが指摘したように、修辞学から歴史学へと移った学者であったことを思い出そう。Voir A. Compagnon, *La Troisième République des Lettres*, Éd. du Seuil, 1983.
- 5) Simone Weil, *L'Enracinement : Prélude à une déclaration des devoirs envers l'être humain*, édition R. Chenavier et P. Rolland, avec la collaboration de M.-N. Chenavier-Jullien, *Œuvres Complètes*, Tome V, Volume 2, Gallimard, 2013, p. 205. (日本語訳は富原眞弓訳『根をもつこと』、上、下、岩波書店、2010年参照。)
- 6) F. de Saussure, *Cours de Linguistique Générale*, Payot, 1972, pp. 98-99. ただしソスユールは指示対象を問題にしない。

- 7) S. Weil, *L'Enracinement*, *ibid.* 最後の文章の後半句とほぼ同じ文が後にも（同書218頁）現れる。
- 8) S. Weil, « Introduction » à *Science et Perception dans Descartes* », *Œuvres*, *op. cit.*, pp. 113-117.
- 9) Simone Weil, « *L'Iliade*, ou le poème de la force », *Les Cahiers du Sud*, n° 230 (décembre 1940) et n° 231 (janvier 1941) ; dans *Œuvres Complètes*, Tome II, Volume 3 : *Écrits historiques et politiques*, Gallimard, 1989, pp. 227-253. なお初出において著者がまったく参照指示をつけなかった——これまた如何なる読者を選んだかを示唆する——ホメーロスからの引用箇所には、全集版では編集者 Simone Fraise がこれを代補している。
- 10) Simone Weil, « Quelques réflexions sur les origines de l'hitlérisme », *Œuvres Complètes*, II, 3, pp. 168-219. Les textes de ce volume ont été établis, présentés et annotés par Simone Fraise ; cf. l'édition princeps, dans *Écrits historiques et politiques*, Gallimard, coll. « Espoir », 1960, pp. 11-60. この論考においては同作品は便宜的に「ヒトラー主義の起源」と呼ぶことにする。
- 11) « Le Manifeste » des *Nouveaux Cahiers*, cité par F. de Lussy dans « La Préface » de « Quelques réflexions sur les origines de l'hitlérisme », 1940, *Œuvres*, *op. cit.*, pp. 366. (全集版, *O. C.*, II, 3 (n. 10) と違って、『著作集』は作品の結論を含む第3部のみを収録している)。
- 12) « Table analytique » de *L'Enracinement*, *O. C.*, V, 2, *op. cit.*, pp. 459-462.
- 13) « Table analytique », *op. cit.*, p. 460.
- 14) Saint Augustin, *Confessions*, Texte établi et traduit par P. de Labriolle, coll. « Les Belles Lettres », 1961, pp. 1-11.
- 15) Cf. La traduction française des *Confessions* par Arnauld d'Andilly (1649), Garnier Frères, 1921.
- 16) G. L. Leclerc, comte de Buffon, *Discours sur le style* (1753), A. Hatier, 1927.
- 17) Boileau, *Art poétique* (1674), Chant I, *Œuvres Complètes*, Gallimard, « La Pléiade », 1966, p. 160.
- 18) パスカルの場合は前田陽一『パスカル『パンセ』注解Ⅰ』所収「『パンセ』原稿複読法について」、岩波書店、1980年、pp. 187-243、ディドロについては先ずは鷲見洋一『いま・ここのポリフォニー』、ぶねうま舎、2019年、pp. 224-253参照。
- 19) Simone Weil, *L'Enracinement*, *op. cit.*, p. 215.
- 20) Jean-Louis Thireau, « RICHELIEU, Armand-Jean Du Plessis, cardinal de —, 1585-1642,

- Testament politique, 1632-1639 environ* », in Fr. Chatelet, O. Duhamel, E. Pisier dirs., *Dictionnaire des œuvres politiques* (1986), P. U. F., 3^e éd. 1995, p. 1017.
- 21) Étienne Thuau, *Raison d'État et pensée politique à l'époque de Richelieu*, Armand Colin, Achevée d'imprimer, 1966, 479 pages.
 - 22) 拙論 : « Discours de *De la Sagesse* de Pierre Charron », in *Equinoxe*, No VI, Rinsen-Books, été 1990, pp. 155-177 参照。
 - 23) É. Thuau, *op. cit.*, pp. 351-358.
 - 24) Richelieu, *Mémoires*, publiés pour la Société de l'Histoire de France, par R. Lavollée, T. IX : 1629, Champion, 1929, p. 234. Cf. *op. cit.*, p. 196.
 - 25) É. Thuau, *op. cit.*, p. 351.
 - 26) É. Thuau, *op. cit.*, p. 353. なおこの章の記述においては、テュオーの文章は一重の鉤括弧で、リシュリウからの引用は二重の鉤括弧で示す。
 - 27) 紋切り型を軽蔑しあるいは恐れ拒否するそれ自体「月並みの」価値観は、とりわけロマン主義に端を発する個性、独創性さらには天才崇拜の否定的側面に他ならない。その批判的検討は Jean Paulhan, *Les fleurs de Tarbes ou La terreur dans les lettres*, Gallimard, 1941; dans les *Œuvres Complètes*, T. III, Cercle du Livre Précieux, 1967, pp. 9-140 参照。
 - 28) La Rochefoucauld, *Mémoires* (1662), Éd. de La Table Ronde, 1993, pp. 101-102. このことに関連する現代の一歴史学者の指摘を紹介する。「まず個人としては、とその人は書いている。マリー・ド・メディシスは男まさりの愚か者 (une virago stupide)、リシュリウは貪欲な画策家にして神経病者 (un névrosé manipulateur et avide)、ルイ十三世はほとんど性的不能の陰気な傀儡であり、(もしかしたら) 自覚していない同性愛者 (un sinistre fantoche quasi impuissant, un pédéraste qui s'ignore (peut-être)) である」。(Michel Carmona, *Richelieu, l'ambition et le pouvoir* (1983), Tallandier, coll. « Texto », 2013, p. 305). 筆者には分からない。この種の性格付けは歴史学の言説として相応しいのか、判断そのものは正しいのか。
 - 29) S. Weil, *L'Enracinement*, *op. cit.*, p. 196. 因みに「公民館」のような語が定着しない我が国においては、「公」、「公共」、「公衆」などはいかなる意味を、したがって重要性を持ち得たのであろうか。
 - 30) A. Robbe-Grillet, « Nature, Humanisme, Tragédie » (1958) dans *Pour un nouveau roman*, Éd. de Minuit, 1961, p. 48. 著者はカミュ、サルトル、ポンジュの文章における比喩表現を吟味している。
 - 31) 高貴な母である牝馬と愚鈍で頑固な驢馬の血を引くこの獣のとった常套的な意味に

- については、例えばラ・フォンテーヌ『寓話詩』、VI、7を参照。他方この獣は物資の運搬において極めて重要であった。一例をあげれば、イタリアのCasalからエスパーニャ軍を排除するための戦争の準備の一環として「1, 100頭の牡騾馬 (mulets) とその積荷」が話題になっている (Richelieu, *Mémoires*, T. IX, *op. cit.*, p. 115) 参照。
- 32) Richelieu, *Mémoires*, *op. cit.*, p. 78. 「行いにおいても思いにおいても」は、無論「告白の祈り」の「*peccavi nimis cogitatione, verbo et opere : mea culpa...*」からの出現である (編者代表：土屋吉正、*Liber Precum*、ドン・ボスコ社、1956、p. 414参照)。
- 33) Jean-Louis Thireau, *art. cité* p. 1018.
- 34) Simone Weil, « Quelques réflexions sur les origines de l'hitlérisme », *O. C.*, II, 3, *op. cit.*, p. 173.
- 35) Simone Fraisse, « Présentation » de « Quelques réflexions sur les origines de l'hitlérisme », *O. C.*, II, 3, *op. cit.*, p. 168.
- 36) Rousseau, *Rousseau juge de Jean Jaques*, Premier Dialogue, *O. C.*, I, Gallimard, 1959, p. 717. Cf. *Les Confessions*, Livre Sixième, *O. C.*, I, *op. cit.*, p. 237.
- 37) Simone Weil, *L'Enracinement*, *op. cit.*, p. 205.
- 38) Simone Weil, *L'Enracinement*, *ibid.*
- 39) ガダマーのこの発言については Jean Grondin, *L'Herméneutique*, P. U. F., coll. « Que sais-je? », 2017, p. 99-100 ; 佐藤正年、末松壽訳『解釈学』、白水社、2018年、122頁参照。
- 40) Jacques Julliard, *Le choc Simone Weil*, Flammarion, coll. « Café Voltaire », 2014, p. 56.
- 41) Jacques Julliard, *ibid.*